

あなたがやらずに誰がやる！ とことん学び塾 塾生募集！

■問い合わせ
中央公民館 ☎581・2662

中央公民館は楽しむあなたを応援します！

昨年度からスタートした「とことん学び塾」の平成30年度塾生を募集します。「健康」、「笑い」、「仲間づくり」を目標に、一緒に楽しく学びましょう。皆さんのご応募をお待ちしています。

■場所／中央公民館ほか

■対象／町内に在住・在勤する60歳以上の方

■定員／60人

■費用／1,000円(資料代)

※一部講座と視察研修は別途費用

■申し込み／4月27日(金)までに、往復はがきでお申し込みください。※期日必着

■その他／日程や内容は変更になる場合があります。

■受講の決定／定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定します。結果は、往復はがきの返信欄を使用して通知します。

■受講手続き／当選者は、5月12日(土)～18日(金)に、中央公民館へ決定通知と費用をご持参ください。

※受付午前9時～午後5時(月曜・祝日は休館)

▼日程等		
開催日	時間	内容
6/ 3(日)	13:30～16:00	合同開講式・文化講演会
6/20(水)	9:30～11:30	上手になりたいカラオケ教室(前半)
7/18(水)	9:30～11:30	上手になりたいカラオケ教室(後半)
8月下旬	未定	視察研修【近隣市町村】
9/19(水)	9:30～11:30	健康体操(前半)
10/31(水)	9:30～11:30	オカリナ教室(前半)
11月上旬	未定	視察研修【都内】
11/28(水)	9:30～11:30	オカリナ教室(後半)
12/19(水)	9:30～11:30	健康体操(後半)
1/16(水)	9:30～11:30	シニアのためのマネープラン
2/20(水)	9:30～11:30	マイナス5歳への挑戦(前半)
3/20(水)	9:30～12:00	マイナス5歳への挑戦(後半)・修了式

▼往復はがき記入例

返信面(表)	平成30年度 「とことん学び塾」申込 ①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号 ⑥性別 ご自分の住所・氏名を 記入してください。	往復面(裏)	寄居町本庁舎(〒581-0001) 地 寄居町中央公民館 「とことん学び塾」受付係 行	返信面(裏)	この面には何も 書かないでください。
--------	--	--------	---	--------	-----------------------

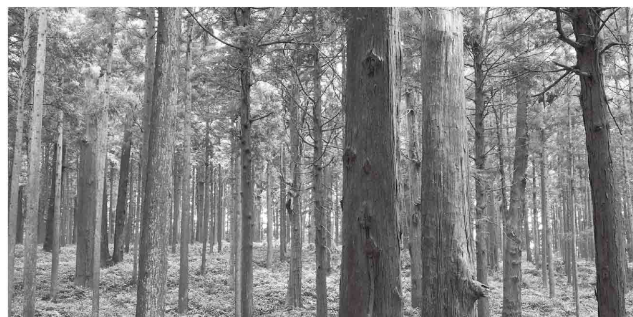
寄居町森林整備計画を策定しました！

町では、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間を計画期間とする「寄居町森林整備計画」を策定しました。この計画は、県が策定する地域森林計画の対象となる民有林(国有林以外の森林)を有する市町村が5年ごとに作成する、10年を一期とする計画で、市町村における森林関連施策の方向や、森林所有者が行う造林や伐採等の森林整備の方針等を定め、適切な森林整備を推進することを目的としています。

計画の詳細は、農林課、または町公式ホームページで閲覧できます。

■問い合わせ

農林課 ☎581・2121内線402



森林の整備を実施します！

町では、放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の発揮を図るため「里山・平地林再生事業」を実施します。この事業は、森林の所有者からの相談を受けて、町が森林整備を実施するもので、所有者は自己負担なく森林を整備できます。竹の侵入や笹の繁茂などでお悩みの方は、ぜひご活用ください。

まずは、次の実施要件をご確認のうえ、農林課へご相談ください。

■実施要件

- 自己が所有する現況地目が山林等である土地
- 事業実施後、5年間の維持管理(自己負担)を行うこと(町と協定締結)
- 協定期間中は山林以外への転用を行わないこと
- 1カ所当たりの森林面積がおおむね0.3ヘクタール以上(複数人の合計でも可)など

※実施場所の選定や作業内容、面積を限定して実施する場合があります。

■相談期限／5月31日(木)

■問い合わせ／農林課 ☎581・2121内線402

こども医療費の登録はお済みですか？

■問い合わせ
子育て支援課 ☎581・2121内線133

町では、町内に住民登録があり、医療保険に加入している18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費等を支給しています。この制度を利用するには、保護者による事前の登録が必要です。

■登録に必要なもの

- ①対象の子どもの健康保険証
- ②保護者名義の通帳
- ③個人番号(保護者・対象の子ども)

■登録場所

子育て支援課

■支給開始日

- 出生日や転入日の翌日から15日以内に登録申請
⇒事由発生日から
- 上記期間を過ぎてからの登録申請
⇒登録申請を行った日から

▼こども医療費の適正化にご協力ください。

- 緊急時以外は、平日の診療時間内に受診しましょう。
- 学校(幼稚園)管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や、ほかの公費負担医療制度から支給される医療費については、こども医療費受給資格証は使用できません。
- ジェネリック医薬品の使用について、医師や薬剤師に相談してみましょう。



4月分から手当額が変わりました！

4月から、児童扶養手当などの各手当額(月額)が表のとおり改定されました。

	手当名	3月分まで(月額)	4月分から(月額)
①	児童扶養手当(全額支給)	42,290円	42,500円
②	児童扶養手当(一部支給)	42,280円 ～9,980円	42,490円 ～10,030円
③	特別児童扶養手当(1級)	51,450円	51,700円
④	特別児童扶養手当(2級)	34,270円	34,430円
⑤	障害児福祉手当	14,580円	14,650円
⑥	特別障害者手当	26,810円	26,940円
⑦	経過的福祉手当	14,580円	14,650円

※所得金額や児童の人数により手当額は異なります。

■問い合わせ

- ①～④ 子育て支援課 ☎581・2121内線133
- ⑤～⑦ 健康福祉課 ☎581・2121内線125

子育て支援交付金を増額します！

町では、子育て家庭の経済的負担の軽減等を図るため、お子さんが生まれた保護者の方に「子育て支援交付金」を交付しています。4月1日から、交付額を第1子は2万円、第2子は3万円に増額します。なお、第3子以降は5万円を交付します。

■対象

平成30年4月1日以降に寄居町民として出生した子どもの保護者

■交付額

第1子 第2子 第3子以降



■手続き

申請者名義の振込口座がわかるもの、印鑑(朱肉を使うもの)を持参し、子育て支援課へ申請してください。

■問い合わせ

子育て支援課 ☎581・2121内線133・134